

1-1 大阪地方裁判所 平成二年一〇月二二日判決

平成一年一〇月二二日判決言渡 同日原本領取 裁判所書記官
平成九年(ワ)第一三四一三号 損害賠償請求事件

弁論終結日 平成二年七月三〇日

判 決

大阪府

原 告

X

右訴訟代理人弁護士 山 崎 敏 彦

東京都中央区日本橋一丁目九番一号

被 告 野村證券株式会社

右代表者代表取締役 氏 家 純 一

右訴訟代理人弁護士 辰 野 久 夫

右訴訟復代理人弁護士 木 下 慎 也

主 文

一 原告の請求を棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告に対し、一〇七六万二一九三円及びこれに対する平成七年六月三〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 争いのない事実

1 原告は、昭和六年〇月〇日生の女性である。被告は、証券業の免許を有

する株式会社であり、本件での担当支店はなんば支店である。

2 原告は、被告との間で、昭和六二年五月三〇日から平成七年六月三〇日にかけて、別紙売買取引計算書（以下「本件取引計算書」という）のとおり、証券取引を行つた。

3 本件取引計算書の一枚目七段目記載の取引から最終の取引（以下「本件各取引」という）までの結果、原告は少なくとも九七九万二一九三円の損失を被つた。

二 原告の主張

1 原告は、本件各取引以前には、一度株式を購入した経験があるだけで証券取引についての知識も乏しい者であつたにもかかわらず、被告の担当者川崎健から絶対に損はさせませんと言われて過剰な証券取引である本件各取引を行つたものである。

(一) 適合性の原則違反

証券会社ないしその外務員が顧客を勧誘するにあたつては、顧客の財産状態や経験その他の事情に適合した取引となるように配慮しなければならない。しかし、本件では、頻繁に銘柄を変えて取引を行わせ、不当に手数料を稼ぐ等、顧客の資金、能力、性格を無視した勧誘が行われた違法がある。

(二) 過当取引の違法性

売買回転率とは、一年間に資本を何回回転させたかという指標であり、具体的な回転率の計算方法としては、毎月末の保有証券残高を平均し、それを平均投資額として、年間平均証券購入総額を除した数字が売買回転率

ということになる。米国では、売買回転率が四倍を超える場合は、過当売買の推定が働くとされている。

本件で売買回転率は、五倍となる（平成四年一一月から平成七年二月までの二年三か月間で、総購入額は合計三億五三七一万三五〇二円となるので、年間平均に直すと一億〇八八三万四九一三円となるところ、平均証券保有額は二一七八万円余りである）。

このように、本件各取引の売買回転率は非常に高いもので、そのことだけでも本件各取引の勧誘の違法性は明らかである。

（三）断定的判断の提供

取引開始当初から、被告の担当者川崎健は原告に対し、「絶対損はさせません。持つていれば絶対良いから。」などと断定的判断の提供を行つて、

原告に取引を勧誘したものである。

2 以上のように、被告は、証券取引の専門業者であるにもかかわらず、証券取引の知識の乏しい原告に対して、前記のとおり、断定的判断を提供し、原告の知識、財産に適合しない証券取引をさせ、非常に頻繁に取り引きさせて（回転売買）、手数料稼ぎを行つたものである。

これらの行為は、各種法令に違反し、全体として社会的相当性を欠く、不当行為であつて、民法上の不法行為を構成する。被告は、これを会社ぐるみで行つていたもので、民法七〇九条の不法行為責任を負うし、仮にそうでなくとも本件行為を実際に行つた川崎に民法七〇九条の不法行為が成立するところから、使用者責任（民法七一五条）を負うものである。

原告は、右被告の不法行為により、前記本件各取引による損失額と同額の

損害を被つた。また右金額の約一割である九七万円の弁護士費用も右不法行為と相当因果関係を有する損害である。

3 被告は、原告との間で、本件各取引についての、委託・売買の契約関係にあつたが、その際、原告に対して、本件各取引について、証券会社として、正しい説明、勧誘をして、取り引きする義務があるのに、これに反して原告に虚偽の説明をし、不当な勧誘を行つた上で、不当に原告に各種証券を購入させたもので、これは証券取引における契約上の債務不履行にあたる。

原告は、右被告の債務不履行により、前記本件各取引による損失額と同額の損害を被つた。

4 よつて、原告は、被告に対し、主位的には、被告の不法行為による損害賠償請求権として一〇七六万二一九三円及びこれに対する本件各取引の最終日

である平成七年六月三〇日から民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを、予備的には、九七九万二一九三円及びこれに対する右と同様の遅延損害金の支払いを求める。

三 被告の主張

1 原告は、平成四年一一月当時六一歳であつた。原告は、株式会社 A 工務店の社長夫人で、日本舞踊の師匠としても活躍しており、じつかりとした知的レベルの高い女性である。

そして、原告は、川崎による具体的な商品の勧誘や説明に対し、ただ受動的でいるわけではなく、自分が理解できない部分についてはきちんと質問し、その上で原則的には即断することなく、再度検討した上で、後日に決断するという極めて慎重な形で取引をしていたものである。また、川崎に対し、自

ら注目する株式の購入について、意見を求める積極性を見せており、投資方針をめぐり、原告の能力、性格が無視されていたとは到底評価できない。

2 本件各取引は、それぞれ合理的な理由があつて行われたものであり、ただ闇雲に頻繁に銘柄をえていたものではない。

3 本件各取引において、川崎が原告に対し、「絶対損はさせません。持つていれば絶対良いから。」等と断定的判断の提供を行つたことは一切ない。原告は、川崎からの商品説明に対して、不明な点については質問し、自ら理解できないときには、いくら案内をしても決して約定には結びつかない顧客であつた。

4 川崎は、原告に対して、その勧誘の根拠や商品の仕組みを説明し、商品等に対する原告からの質問にも、その都度丁寧に説明していた。したがつて、

川崎は、原告に対し、断定的な判断の提供を行つておらず、ましてや虚偽の説明などは行つていないのであり、本件各取引において、被告に債務不履行はない。

四 争点

本件各取引が、適合性の原則違反、過当取引、断定的判断の提供により違法といえるか否か。

第三 争点に対する判断

- 1 争いのない事実、証拠（甲一、九、一〇、乙五ないし七、一四ないし一八、二一、二二、川崎証人、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

1 原告は、昭和六年〇月〇日生まれの女性であり、被告の営業担当者であ

る川崎が原告の担当となつて初めて取引がなされた平成四年一一月当時六一歳で、特に健康に問題は窺えなかつた。原告は、結婚前には短期間の会社勤めがある以外は、就労の経験はなく、結婚後は、夫が經營している株式会社A：工務店の仕事である銀行の使い走り、電話番、タイプ打ちなどをする以外は、主婦として生活していた。

原告の夫は、平成二年に心筋梗塞で入院した後は自宅療養と入院を繰り返し、平成六年二月に死亡した。夫が死亡する数年前までは、A：工務店からの収入があつたが、それ以後は原告の収入は国民年金のみである。原告は、日本舞踊が趣味で、師匠としての資格を有してはいるが、それで収入を得たことはない。また、原告は、夫が死亡する前からコンピューター関係の仕事をしている息子夫婦と同居している。

2 原告は、約三〇年前に主婦仲間でお金出し合つて証券会社を通じて証券を購入したことはあり、その時は多少の利益があつた。原告は、本件取引計算書記載のように、昭和六二年五月三〇日から被告と取引を開始したが、これは投資信託を時々購入するという程度のものであり、右株式購入から被告と取引を行うまで、原告は証券取引を行つていなかつた。

3 被告従業員川崎健は、平成四年六月一日、被告なんば支店に着任し、原告の担当となつた。川崎は、平成四年一一月に初めて本件各取引のうちの最初の取引となる「昭和高分子」の購入を勧め、以後川崎の勧めにより原告は本件各取引を行つた。本件各取引は、主として、川崎が特定銘柄の取引を勧め、原告はその場では即答せず後日川崎からの電話により原告が注文するという形で行われた。原告は、川崎から勧められた証券について、購入を断ること

も多くのあつた。

原告が「昭和高分子」を購入する際の資金は、原告が保有していた「転換社債ファンド」を売却した代金をあてたが、その後は、別紙お取引口座入出金明細（以下「本件入出金明細」という）記載のとおり入金や出金を行つていた。

なお、通常は、川崎から勧められた銘柄を購入するか断るかしていった原告であるが、平成五年三月下旬ころ、「牧野フライス」という株式について川崎に意見を求め、川崎がこれに応えられなかつたことがあつた。

4 原告は、平成六年二月に夫を亡くした際、一一〇〇万円余りの死亡保険金を受領したが、同年二月一七日、そのうち一〇〇〇万円を被告岸和田支店に入金して「MMファンド」を購入している。原告は、この「MMファンド」

はその後何回かにわたつて解約（売却）しているが、この代金を被告なんば支店に送金している。

5 本件各取引においては、取引後に被告から原告に対し取引報告書が送付され、また月次報告書方式になつた平成六年九月からは毎月取引の内容を記載した月次報告書が送付されていた。原告は、被告から送付された取引報告書等について、常に細かな点まで目を通すわけではないが、その内容をチェックするときもあつた。

6 原告は、平成七年六月ころ、川崎から日経平均株価が下がると利益が出る商品である「日本ベアトレンドポートフォリア」という商品を勧められたが、その商品の仕組みがよく分からなかつたことから、この商品の購入を断つた。そして、そのころ、原告は、被告との取引を中止しようと考え、原告が保有

している証券を全て処分することを川崎に伝え、被告はこれに応じて平成七年六月三〇日に本件各取引にかかる全ての証券を処分し、平成七年七月五日、原告に一五〇〇万円余りの清算金を送金した。

7 原告は、本件各取引終了後、被告に対し、本件各取引による損害を賠償するよう求めたが、被告はこれに応じなかつた。その後、しばらくしてから弁護士に相談する機会があり、平成九年一二月二六日に本訴を提起した。原告は、本件各取引継続中には同居している息子に本件各取引について相談したことではなく、本件各取引が終了したときに一度だけ息子に相談したことがあるだけである。

なお、川崎は、本件各取引終了後の平成七年九月が一〇月ころに原告宅を訪れた際、日本舞踊の切符をもらい、その観賞に行つたことがある。

二 過当取引について

原告は、本件各取引が、いわゆる回転率が非常に高いもので、そのことだけでも本件各取引の勧誘の違法性は明らかであると主張する。しかし、本件各取引の内容を見ると、まず取引が全く行われていない期間（平成五年一月二〇日から同年三月二四日まで）や月（平成五年八月）がある。また、本件各取引は、本件取引計算書のとおり、買付から売付までの期間が一か月未満のものから六か月近くのものまであり、二か月未満のものは本件各取引の初めのころに多いがその取引の多くは売買益が出ており、売買損が出ているものもその損失額が多額のものは少ない。さらに、本件取引計算書二枚目上から一段目の「業種別インデックス建設」の取引以降は売買損が出ている取引がほとんどであるが、それら取引は買付から売付まで約半数が二か月以上であり、四か月を超えるも

のも五つある。

このような事情がある本件においては、原告主張のいわゆる回転率を考慮してもなお、本件各取引が過当な取引であつてその勧誘が違法であるとまでは言えない。

三 適合性の原則違反、断定的判断の提供について

1 前記一認定のよう、原告は、第三者方での就労経験こそ少ないものの、夫の經營する会社の手伝いをしたり、日本舞踊の資格を取つたりしており、一定の能力を有する社会人であると認められること、原告は本件各取引の勧誘を受けた際にも即答はしておらず、勧誘にかかる取引を断つたことも多かつたこと、ある商品については原告から川崎について質問をしたことがあること、本件出入金明細のとおり入出金をしており、夫死亡による保険金も当

初その大半を被告岸和田支店での取引に充てていること、取引の結果を示す取引報告書をチェックすることもあったこと、原告は、本件各取引まで取引のことを同居の息子に相談することはなかつたし、本件各取引終了後に川崎に日本舞踊の切符を渡していることなどの事実からすると、原告は、川崎からの勧誘に応じて自らの判断で本件各取引を行つていたものであると認めるのが相当である。

2 原告は、川崎が原告に対し、絶対損はさせないと言われて本件各取引を行つたものであると主張する。しかし、原告主張に沿う証拠は原告の供述（甲一、原告本人）しかなく、川崎はこれを否定している（乙一八、川崎証人）。そして、本件取引計算書記載のように、本件各取引の最初のものである「昭和高分子」は平成四年一一月五日買付、同年一二月九日売付であるが、この

時点での売買損が発生しているし、原告は、「昭和高分子」を買い付けるために「転換社債ファンド」を売却しているが、その差額から保護預り料を差し引いた残金七万〇三〇二円を平成平成四年一月二七日に引き出している。また、原告は、夫死亡後の保険金の大半を支店は異なり、株式購入でもないが、被告との取引に充てている。このようなことからすれば、原告は本件各取引の結果についても十分認識した上で取引を続けていたことが窺われるのであつて、右原告供述は信用することができない。

したがつて、本件において、川崎の断定的判断の提供は認められない。

3 原告は、適合性の原則違反も主張するが、前記のとおり、原告は相当程度の能力を持つた社会人であることが認められるし、本件各取引自体が過当取引で違法であるとも言えない。また、それ以外に川崎が原告の資金、能力、

性格等を無視した勧誘を行つたことを認めるに足る証拠もない。

したがつて、本件において、適合性の原則違反は認められない。

四 まとめ

以上のように、本件においては、適合性の原則違反、過当取引、断定的判断の提供はいずれも認められず、被告及び川崎の原告に対する不法行為はいずれも成立しない。また、本件各取引において、川崎が原告に対し虚偽の説明をして不当な勧誘を行い、本件各取引をさせたという事実は認められないから、被告に債務不履行責任もない。

よつて、原告の請求は理由がないから、これを棄却する。

裁
判
官

今
井
攻

売買取引計算書

年月日

X 様

68-1306693

野村證券株式会社
なんば支店

銘柄コード	回号	銘柄	買付				売付				差引損益		計算方法
			約定日	数量	単価	受渡金額	約定日	数量	単価	受渡金額	売買損	売買益	
X0880		ノムラキャピタル	87/05/30	550	12,1300	998,793	90/06/25	550	14,8500	1,249,666		250,873	
144T		エマージングセレクト	87/07/13	50	10213	510,650	90/06/22	50	11938	595,110		84,460	
789T		転換社債ファンド	90/06/26	150	10000	1,500,000	92/11/05	150	9514	1,427,100	72,900		
X1019		ローゼンバーググローバル	90/07/04	700	10.82	1,182,136	93/03/17	700	9.64	782,768	399,368		
8407	1	東洋信託銀行転換社債	90/09/28	1,000	80.00	808,325	91/03/29	1,000	86.30	848,502		40,177	
774T		C.B.・ワラントファンド	91/04/01	100	8816	881,600	92/12/09	100	7689	768,900	112,700		
4214		昭和高分子	92/11/05	1,000	1340	1,354,996	92/12/09	1,000	1380	1,346,693	8,303		
9825		日本商事	92/12/09	1,000	2440	2,465,193	93/03/26	3,000	2570	7,541,306		67,559	
4547		キッセイ薬品工業	92/12/24	1,000	4570	4,614,938	93/03/26	1,000	4530	4,426,542		306,767	A*
9825		日本商事	93/01/19	2,000	2480	5,008,554							
6923	4	スタンレー電気転換社債	93/03/25	1,000	100.00	1,000,000	93/04/28	1,000	118.10	1,162,924		162,924	
8063		日商岩井	93/03/26	10,000	462	4,665,402	93/03/31	10,000	472	4,659,511	5,891		
8815		東急不動産	93/03/26	10,000	555	5,602,890	93/03/26	10,000	611	5,973,642		370,752	
1333		マール	93/03/29	15,000	463	7,007,948	93/04/12	11,000	479	5,149,639	2,344		A
1333		マール	93/03/29	15,000	463	7,007,948	93/04/12	11,000	479	5,149,639	2,344		A
9925		アートライフ	93/03/31	2,000	3150	6,358,298	93/04/28	2,000	3590	7,022,018		663,720	
8281		ゼビオ	93/04/12	1,000	2530	2,554,652	93/05/11	2,000	2770	5,415,162		285,661	
8281		ゼビオ	93/04/12	1,000	2550	2,574,849							
8319		大和銀行	93/04/19	3,000	1100	3,333,166	93/05/19	3,000	1050	3,108,775	224,391		
8219	1	青山商事転換社債	93/04/21	1,000	92.00	920,000	93/05/24	1,000	98.90	977,232		57,232	
5911		横河ブリッジ	93/04/28	6,000	1500	9,077,765	93/05/10	6,000	1670	9,804,647		726,882	
5974		中國工業	93/05/10	8,000	513	4,138,610	93/05/31	4,000	531	2,078,650		7,424	A
5974		中國工業	93/05/10	8,000	514	4,146,682	93/05/31	16,000	530	8,298,946		29,694	A
5974		中國工業	93/05/10	3,000	511	1,545,928							A
5974		中國工業	93/05/10	1,000	505	509,258							A
7309		シマノ	93/05/11	2,000	2510	5,069,069	93/06/04	2,000	2750	5,375,970		306,901	
5801		古河電気工業	93/05/19	5,000	687	3,469,417	93/07/29	15,000	650	9,637,578	1,036,193		
4547		キッセイ薬品工業	93/05/21	100	預り分割	93/05/24	100	5380	525,840		30,677	A*	
1823		住友建	93/05/24	3,000	585	1,773,843	93/07/16	3,000	542	1,603,474	170,369		
6754		アーノン	93/05/31	8,000	1230	9,923,821	93/07/16	8,000	1150	9,093,193	830,628		
5801		古河電気工業	93/06/04	10,000	714	7,204,354							
4521		科研	93/07/16	6,000	1680	10,165,448	93/09/13	12,000	1850	21,976,171		1,162,432	
4521		科研	93/07/29	6,000	1760	10,648,291							
9003		相模鐵道	93/09/13	20,000	649	13,072,508	93/09/29	9,000	593	5,269,635	549,534		
9003		相模鐵道	93/09/13	13,000	646	8,457,852	93/09/30	24,000	600	14,245,766	1,465,425		A

売買取引計算書

年 月 日

X 様

68-1306693

野村證券株式会社
なんば支店

銘柄コード	回号	銘柄	買付				売付				差引損益		計算方法
			約定日	数量	単価	受渡金額	約定日	数量	単価	受渡金額	売買損	売買益	
Z2404		アラブマレーヨープ	93/09/29	20,000	5.15	4,388,943	93/11/05	20,000	7.94	6,449,386		2,060,443	
Z0655		リーダーユニバーサル	93/10/04	28,000	11.5280	13,884,087	93/10/15	28,000	12.90	14,780,203		896,116	
LL		アジアオーブン	93/10/16	14,697,238	10000	15,000,000	94/01/28	14,697,238	10732	15,661,966		661,966	
5713		住友金属鉱山	93/11/05	7,000	802	5,667,351	93/11/08	8,000	855	6,688,889		215,099	
5713		住友金属鉱山	93/11/05	1,000	797	806,439							
Z0655		リーダーユニバーサル	93/11/08	13,000	11.60	6,600,095	93/11/10	13,000	12.80	6,752,005		151,910	
LN		ニューセソチュリオーフ・ソ	93/11/11	6,740,724	9957	6,850,000	94/02/14	6,740,724	10244	6,884,437		34,437	
6818		島田理化工業	94/01/28	1,600	3540	5,707,884	94/02/01	400	3930	1,539,686		121,490	A
6818		島田理化工業	94/01/28	1,600	3550	5,724,012	94/02/01	1,600	4000	6,268,431		485,962	A
6818		島田理化工業	94/01/28	800	3450	2,781,384	94/02/01	2,000	3890	7,620,066		607,451	A
HY 51		業種別インデックス建設	94/02/02	20,466,840	7181	15,000,000	94/05/09	20,466,840	6638	13,585,888	1,414,112		
HY 51		業種別インデックス建設	94/02/14	10,031,755	6837	7,000,000	94/05/16	10,031,755	6711	6,732,311	287,689		
IY 29		オーロラファンド香港投資	94/03/08	4,530,313	10814	5,000,000	94/06/07	4,530,313	10184	4,613,671	386,329		
4501 3		三共転換社債	94/03/28	5,000	100.00	5,000,000	94/04/07	5,000	105.00	5,167,084	167,084		
IY 29		オーロラファンド香港投資	94/04/08	4,839,553	10123	5,000,000	94/07/07	4,839,553	9287	4,494,493	505,507		
9830 1		トラスコ中山	94/04/08	1,000	2300	2,300,000	94/04/26	1,000	2350	2,295,091	4,909		
Z2404		アラブマレーヨープ	94/04/26	4,000	6.90	1,093,764	94/05/20	10,000	6.00	2,306,979	141,980		A
Z2404		アラブマレーヨープ	94/04/27	3,000	6.8750	814,263	94/06/10	47,000	6.45	11,669,436	667,310		A
Z2404		アラブマレーヨープ	94/05/09	50,000	6.4050	12,877,678							A
X1021		エマージングアジア	94/05/16	6,000	11.31	7,348,263	94/08/23	6,000	12.15	7,064,010	284,253		
A2742		ターキッシュ・ファンド	94/05/23	2,800	7.75	2,326,495	94/09/13	2,800	7.50	1,994,760	331,735		
Z0670		ユナイテッドエンジニアズ	94/06/06	10,000	10.10	4,247,320	94/08/02	10,000	12.77	4,685,767	438,447		
4902		コニカ	94/06/10	15,000	738	11,161,311	94/07/04	1,000	697	681,748	51,338		A
4902		コニカ	94/06/13	1,000	716	724,481	94/07/04	3,000	698	2,048,176	154,013		A
4902		コニカ					94/07/04	7,000	700	4,792,766	359,365		A
4902		コニカ					94/07/14	5,000	725	3,541,697	256,689		A
7974		任天堂	94/07/04	1,000	7300	7,365,508	94/09/06	400	6330	2,475,684	468,173		A
7974		任天堂					94/09/06	600	6340	3,719,391	702,260		A
14-0		小型株オーブン	94/07/06	370	11446	4,322,261	94/10/07	370	10833	4,008,210	314,051		
8273		イ・ミ	94/07/14	1,000	2900	2,929,458	94/09/05	1,000	2630	2,568,855	360,603		
8755 3		安田火災海上保険転換社債	94/07/19	1,000	100.00	1,000,000	94/08/01	1,000	101.60	998,978	1,022		
X1021		エマージング・アジア	94/08/02	800	11.68	967,125	94/11/24	800	11.52	898,100	69,025		
IY 29		オーロラファンド香港投資	94/08/03	4,252,674	10368	4,500,000	94/11/10	4,037,549	9907	4,000,000	497,605		A
IY 29		オーロラファンド香港投資	94/08/24	6,936,399	9888	7,000,000	94/11/24	7,197,288	9177	6,604,951	887,025		A
IY 29		オーロラファンド香港投資	94/09/06	2,435,955	10458	2,600,000	94/12/08	8,242,465	8850	7,294,582	1,015,837		A

売買取引計算書

年 月 日

X 様

68-1306693

野村證券株式会社

なんば支店

銘柄 コード	回 号	銘柄	買付				売付				差引損益		計算 方法
			約定日	数量	単価	受渡金額	約定日	数量	単価	受渡金額	売買損	売買益	
IY	29	オーロラファンド香港投資	94/09/07	5,772,935	10523	6,200,000		-			-	-	A
Z2414		エクランバー・ハッド	94/09/13	2,000	23.80	1,909,340	95/01/26	4,000	6.95	1,034,289	875,051		
LL		アジア・オーブン	94/10/11	1,975,835	9918	2,000,000	95/02/02	1,983,817	8294	1,645,378	354,622		
LL		アジア・オーブン	94/10/26	7,982		再投資		-			-		
IY	29	オーロラファンド香港投資	94/10/30	79,339		再投資		-			-		
U8319		ニューサウスエーブ・トレーリーコーポ	94/11/09	60,000	87.8900	3,904,536	94/11/24	60,000	87.0300	3,871,949	32,587		
LS		ショート・マスター・オーフ・ソ	94/11/25	11,126,201	10000	11,470,000	95/06/06	3,976,369	8154	3,242,331	861,391		
Z2414	1	エクランバー・ハッド	94/11/29	2,000	預り	分割		-			-		A
LS		ショート・マスター・オーフ・ソ	94/12/07	6,792,222	9997	7,000,000	95/06/30	13,942,054	8138	11,346,044	3,020,234		
1888		若築建設	95/01/26	1,000	668	675,912	95/02/01	1,000	890	867,888		191,976	
1813		不動建設	95/02/01	1,000	1360	1,375,182	95/06/30	2,000	786	1,534,417	1,125,112		
1813		不動建設	95/02/01	1,000	1270	1,284,347		-			-		
3602		イタリヤード	95/06/06	1,000	3210	3,242,331	95/06/30	1,000	3100	3,028,388	213,943		
											合計	20,502,669	-10,586,516
											差引お客様の損益	-9,916,153	

(注) 計算方法について

- 「A」は、1回ないし複数回で買付けたものを、複数回に分けて売却した場合について、損益を按分計算したものである。
- 「*」は、按分計算の際、株式分割を考慮に入れて計算したものである。

お取引口座入出金明細

年 月 日

X 様

68-1306693

野村證券株式会社
なんば 支店

ご精算日 年月日	内訳	お取引内容	入 金	出 金
94/03/10 03	振込		4,838,282	
94/03/10 05	送金料		412	
94/03/30 03	振込		999,588	
94/03/30 05	送金料		412	
94/03/31 03	振込		3,999,588	
94/03/31 05	送金料		412	
94/04/11 03	振込		2,299,588	
94/04/11 05	送金料		412	
94/04/22 00	現金		167,084	
94/05/13 00	現金		400,000	
94/06/24 00	現金		203,621	
94/06/24 83	保護預り料		3,090	
94/06/24 84	外国口座管理料		3,090	
94/07/22 00	現金		58,347	
94/08/19 94	総投買付代金 TY		120,000	
94/08/23 00	現金		97,620	
94/10/13 00	現金		2,121,570	
94/12/20 00	現金		290,000	
95/04/12 00	現金		217,160	
95/04/14 90	総投解約代金 MF		78,391	
95/04/21 00	現金		78,391	
95/04/28 90	総投解約代金 TY		51,229	
95/04/28 00	現金		51,229	
95/07/05 03	振込		15,908,479	
95/07/05 05	送金料		370	
	合計		33,061,546	23,145,393

ご入金額計	27,899,059	—
ご出金額計	—	22,795,089
送金料計	2,884	576
口座料計	—	29,728
総投関係計	129,620	320,000
利金・配当金計	21,429	—
信用取引配当金	0	0
諸代理手続料計	—	0
付替計	5,008,554	0
合計	33,061,546	23,145,393

お取引口座入出金明細

年 月 日

X 様

68-1306693

野村證券株式会社
なんば 支店

ご精算日 年月日	内訳	お取引内容	入 金	出 金
87/06/03 00	現金		998,793	
87/06/03 00	現金		3,000	
87/06/03 84	外国口座管理料			3,000
87/07/15 00	現金		510,650	
87/11/26 85	外国配当金等 X0800		2,941	
87/12/04 00	現金			2,941
88/11/04 85	外国配当金等 X0800		2,741	
89/11/14 85	外国配当金等 X0880		3,125	
89/11/14 03	振込			5,866
89/11/30 00	現金		7,416	
89/11/30 84	外国口座管理料			7,416
90/06/28 00	現金			344,776
90/07/09 00	現金		1,182,136	
90/10/03 00	現金		808,325	
91/04/03 13	集中利益		5,200	
91/04/04 00	現金		27,898	
91/06/24 85	外国配当金等 X1019		3,886	
91/07/17 84	外国口座管理料			3,090
92/06/10 00	現金		2,294	
92/06/10 84	外国口座管理料			3,090
92/06/24 85	外国配当金等 X1019		3,536	
92/06/26 03	振込			3,433
92/06/26 05	送金料			103
92/11/27 00	現金			70,302
92/11/27 83	保護預り料			1,802
92/12/14 03	振込		349,188	
92/12/14 05	送金料		412	
92/12/29 00	現金		4,614,938	
93/01/22 06	付替		5,008,554 (岸和田支店より)	
93/03/30 00	現金		217,232	
93/04/05 03	振込		1,033,125	
93/04/05 05	送金料		412	
93/04/23 00	現金		4,233,028	
93/06/10 03	振込		1,233,059	
93/06/10 05	送金料		412	
93/07/29 83	保護預り料			3,090
93/08/03 00	現金		482,584	
93/10/04 00	現金			1,324,443
93/10/04 84	外国口座管理料			2,060
93/11/15 94	総投買付代金 TY			100,000
93/12/29 03	振込			8,174
93/12/29 05	送金料			103
94/02/04 00	現金			1,500,000
94/03/08 94	総投買付代金 TY			100,000